

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、**都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができる体制を確保**（平成30年度～）
- **国保財政の更なる安定化を図るため、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、都道府県国保特会の決算剰余金を積み立て、必要な場合に取り崩し、活用できる事業を追加**（令和4年度～）

1. 本体基金

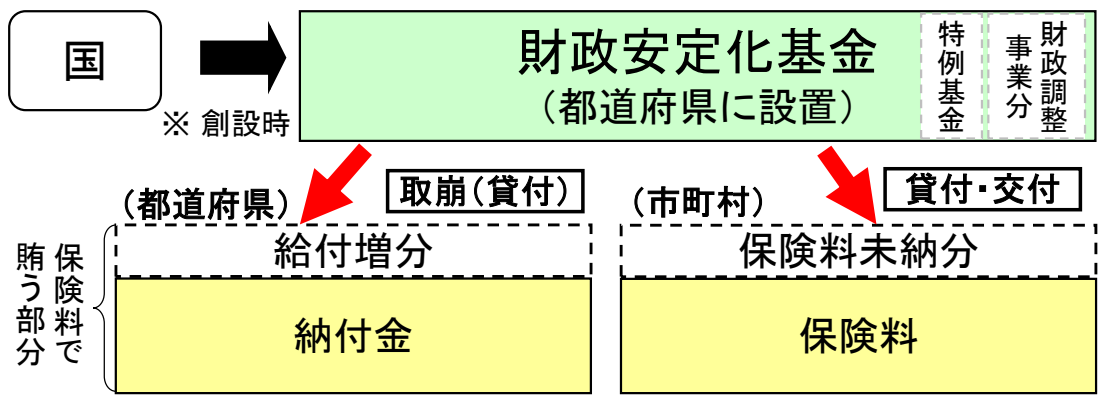
- **国費で創設**（2,000億円を造成。）
- ① **貸付**
各年度、市町村の保険料収納不足額に対する貸付。当該市町村が、原則3年間で償還（無利子）。
- ② **交付**
特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないように留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付。交付分は、国・都道府県・市町村で1/3ずつ補填。
※ 特別な事情に該当する場合 … 災害、景気変動等
- ③ **取崩**
都道府県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足分を取り崩す。原則3年間で積み戻す。

2. 特例基金

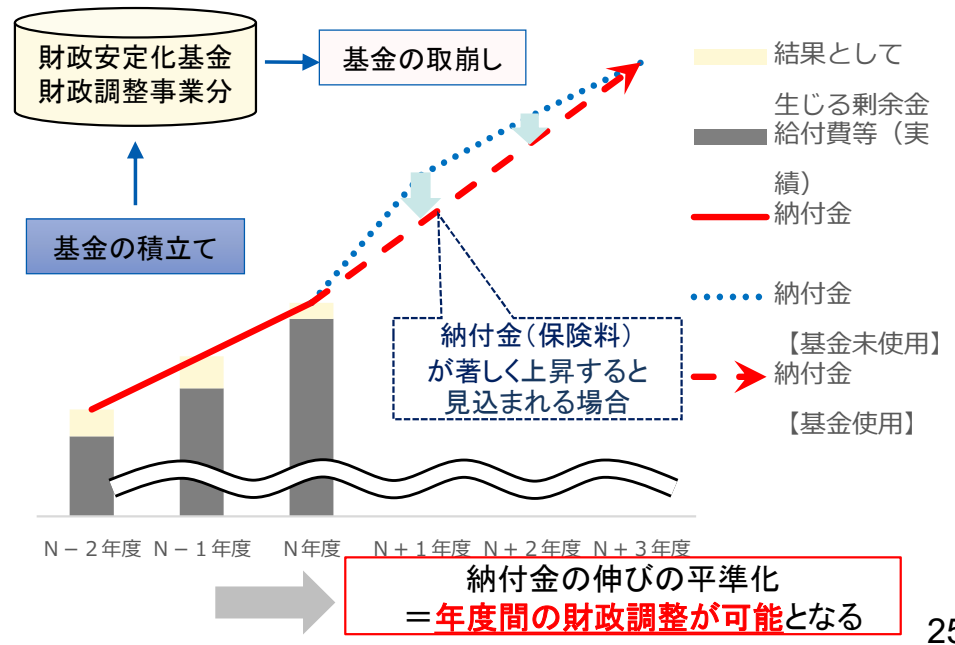
- **令和5年度末までの激変緩和措置を可能とするため、国費で300億円を措置。**

3. 財政調整事業

- 各都道府県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、以下の場合に取り崩して活用することが可能。
 - ・ 都道府県または市町村の1人あたり納付金額が前年度の額を上回る場合
 - ・ 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合
 - ・ その他安定的な財政運営の確保のために必要な場合



<財政調整事業の活用例(イメージ)>



財政安定化基金（特例基金）の財政基盤強化分の対応

- 国保の財政安定化基金の財政基盤強化分（330億円）は、消費税引き上げの延期（H29年4月→H31年10月）に伴い、国保改革におけるH30・31年度の1,700億円の確保を目的に、H29年度に国費500億円を積み立てたもの。H30年度に170億円が取り崩されたが、H31年度には別途十分な予算が確保されたため、残りの330億円は取り崩されずに、そのまま各都道府県の特例基金として残されている（令和5年度が設置期限）。
- 令和5年度における取扱いについては、財政基盤強化分の残額330億円のうち、80億円（24%相当額）は、令和5年度中に保険者努力支援制度の財源として取り崩して活用するほか、残り250億円（76%相当額）については、令和5年度の各都道府県の予算編成において国保特会に繰り入れて対応。当年度中に執行しない場合には、令和6年度以降に財政安定化基金の財政調整事業分として（決算剰余金を）積み立てる運用となる。

